

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 16 日現在

機関番号：32617

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780001

研究課題名(和文) 移民政策と家族生活の保護 グローバル化時代の日独移民法制

研究課題名(英文) Migration policy and family protection. Migration Law in an era of globalization.

研究代表者

大西 楠・テア(Ohnishi, Nami Thea)

駒澤大学・法学部・講師

研究者番号：70451763

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：ドイツ移民法制はヨーロッパ化により構造的な変化を経験している。家族呼び寄せ指令(2003/86/EC)の成立以後、EU加盟各国の家族呼び寄せ法制は、大幅にヨーロッパ法の規律を受けることになった。その結果として、ドイツの立法者はEU共通移民政策に適合的に国内法を整備する必要に迫られている。他方において、ドイツの国内裁判所は、国際人権法、ヨーロッパ法、国内憲法に適合する形で国家の移民政策と家族生活の保護との間に均衡を見つけなければならない。

研究成果の概要(英文)：The German migration law faces a structural change because of Europeanization. Since the enactment of the Council Directive 2003/86/EC, the Member States have to apply common rules of European law to family reunification. As a result, the German legislature has to consider European family reunification policy in implementing the Directive to German law, while German courts have to take human rights on multiple levels into consideration when reviewing the policy.

研究分野：基礎法学

キーワード：ドイツ法 家族呼び寄せ 移民 家族の保護 ヨーロッパ人権条約

1. 研究開始当初の背景

移民の配偶者や子に与えられる家族資格での滞在権は、国際的な人の移動の大半を占めているにもかかわらず、これまで法制度・法理論に踏み込んだ研究がなされて来なかった。

日本においては、社会学や政治学において移民研究がなされてきたものの、法学的視点からの研究は僅かであった。他方、ドイツにおいては、行政法・国際法の一分野を超えて移民法研究が行われて来た蓄積がある。なかでも、家族資格での滞在権については、ヨーロッパレベルでの立法である家族の呼び寄せ指令(2003/86/EC)の成立、そして国内外の重要判例の登場を受けて、活発な議論が進行中であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国際的な移民獲得競争と移民の社会統合とを意識したドイツの移民法制を素材として、グローバル化社会に適合した移民受け入れの法制度のあり方を検討し、評価することにある。

なかでも、移民の家族に与えられる家族資格での滞在権は、憲法や国際条約で保障される人権としての家族生活の保護と国家主権とがせめぎ合う法的に重要な問題である。この分野におけるドイツの最新立法とその法制度上の展開を分析することで、グローバル化社会に適合した移民政策の法的枠組を提示する。

3. 研究の方法

本研究においては、ドイツの移民法制、とりわけ家族資格での滞在権についての、立法、裁判例、行政実務の3つの側面からドイツの法制度を分析した。このうち、立法および裁判例の分析は主として文献調査の方法によった。行政実務とその評価についてはドイツの有識者へのヒアリング調査を行った。

4. 研究成果

本研究は家族呼び寄せの制度をめぐるドイツ移民法制が直面している課題を明らかにした。

そもそも家族呼び寄せとは、既に適法に滞在している移民の家族生活を保護するために、移民の家族に滞在資格を付与する制度である。家族生活の保護という人権保障を基礎とした国家主権の制限は、ドイツの新移民法制が標榜する移民の「制御」とは緊張関係に立つ。

ドイツにおける家族呼び寄せは、1970年代から法的な問題として意識されるようになり、1990年の外国人法改正時には立法によって制度化された。このときの基本枠組は、2004年に従来の移民法制を刷新する移住法が成立した後も維持されている。しかしながら、2000年代になってEUが独自の移民政策を展開し、その第一弾として「家族の呼び寄

せ指令(2003/86/EC)」を立法すると、ドイツにおける家族呼び寄せの権利は大幅にヨーロッパ法の規律を受けることになる。

このドイツにおける法状況について本研究は下記のことを明らかにした。

(1)ドイツにおける家族呼び寄せ法制においては法源が多層的であること。家族呼び寄せ指令は2007年の滞在法改正によってドイツ法の一部となった。ここにはドイツの国内法とヨーロッパ法の二層構造が観察される。加えて、家族呼び寄せ指令が子どもの人権条約や欧州人権条約を取り込んでいることから、第三の層である国際人権法がヨーロッパ法を介してより実効的に妥当するようになった。

なお、上記の三層構造はそれぞれ独立に存在するものではなく、EC指令の起草交渉過程においてはドイツの移民政策がヨーロッパ法に流入し、反対に、ドイツ国内の立法にEUの移民政策が流入する現象が観察された。層を跨いで政策判断や人権法上の価値が流入しているという意味で、ドイツの移民法制は多層的な法源が交錯する場となっていると評価できる。

(2)ドイツ国内憲法、ヨーロッパ法、国際人権法の三層構造の中で保障される家族呼び寄せの権利は、それぞれの層に対応する裁判権によって実効性を与えられている。ドイツの国内立法であっても、その基本権適合性は、連邦憲法裁判所、ヨーロッパ司法裁判所、ヨーロッパ人権裁判所によって審査されるのである。こうした多元的裁判権による基本権保障は、実際に具体的事件に法を適用する連邦行政裁判所によって尊重されている。すなわち、連邦行政裁判所は、複数の最上級審による司法判断を国内法の解釈に取り込みつつ、具体的な事件に適用してゆくという司法調整の機能を担っている。

(3)上述のドイツ移民法制の多層的・多元的構造を例証するものとして、本研究は2007年の滞在法改正によって導入された「配偶者呼び寄せの際の言語要件」(滞在法30条)を検討した。

そもそもEC指令の起草過程におけるドイツの要求をうけて、呼び寄せられる家族に対して「統合措置」を課すことを加盟国に許す指令7条2項が導入された。この規定を根拠としてドイツの立法者は、2007年の滞在法改正において「少なくとも簡易なドイツ語でコミュニケーション可能であること」を配偶者呼び寄せの要件とする滞在法30条を新たに挿入した。

滞在法30条に対して学説からは、移民の社会統合の促進という立法目的は正当であるとしても、入国前に一定の言語能力を要求する点で比例性に疑いのある過剰な制約であるとの批判が集中した。同規定は家族呼び寄せ指令の国内法化立法であるため、その適法性審査にあたっては、基本法6条の「家族の保護」のみならず、EC指令およびヨーロッ

パ法上の基本権保障との適合性が問題となった。

滞在法 30 条の適法性について判示した 2010 年の連邦行政裁判所判決は、滞在法 30 条 1 項にヨーロッパ法および基本権への抵触はないと判示した。すなわち、EC 指令 7 条の「統合措置」に入国前の言語要件が含まれることは立法過程の議論からして疑いはなく、ヨーロッパ人権条約、ヨーロッパ法上の基本権保障、基本法との関係でも比例性は保たれているという。この連邦行政裁判所判決は、ヨーロッパ司法裁判所の判決、ヨーロッパ人権裁判所判決、そして連邦憲法裁判所判決を明示的に引用し、解釈指針としている点に特徴がある。滞在法の解釈において連邦行政裁判所は多層的規範の調整を行っているのである。

しかしながら、その後オランダでの類似の訴訟が提起され、欧州委員会が指令の解釈について見解を変更すると、ドイツにおいても再び滞在法 30 条と EC 指令との適合性が問題視される。この問題は 2014 年 7 月 9 日のヨーロッパ司法裁判所判決が、入国前の統合要件はヨーロッパ法上適法であることを判示したことで決着をみた。但し、ヨーロッパ司法裁判所は入国前の統合要件は個々の移民の事情に照らして厳しすぎたり、高額な費用を要するものであってはならず、移民を選択的に受け入れる効果をもってはならないとしている。

この滞在法 30 条 1 項をめぐる一連の問題からは、立法および司法レベルでの層を跨いだ規範の調整が観察できる。

第一に、家族呼び寄せ指令の「統合措置」という概念は、一方においては、それを根拠として 2007 年滞在法の言語要件が導入される土壌ともなり、他方においては、ECJ がその解釈権を通じて基本権としての家族生活の保護を強化することもできる、ある種の結節点としての役割を担っている。EU 共通移民政策、ドイツの移民政策が、「統合措置」をめぐる連邦議会の立法行為において交錯し、また、複数の裁判権においてその解釈をめぐる司法審査に服するのである。

第二に、言語要件の適法性を審査する連邦行政裁判所は、国内憲法のみならずヨーロッパ人権条約、ヨーロッパ法上の基本権保障、家族呼び寄せ指令が言及する国際法上の人権保障といった複数の規範を調整したうえで司法判断を下す役割を担っている。その際、滞在法 30 条 1 項はヨーロッパ法上の「統合措置」を根拠とした立法であるため、これをある時点で適法とした連邦行政裁判所の判断は、他国の裁判権やヨーロッパ司法裁判所における法発展に連動して覆される危険を持つ。2014 年のヨーロッパ司法裁判所判決は入国前の統合要件を適法としたが、実際上の運用が過剰な制約であると判断される場合には、ドイツ滞在法 30 条 1 項はヨーロッパ法違反とされる可能性もある。連邦行政裁判

所には個々の時点ごとに複数の規範を適切に位置づけて司法判断を行う役割が期待されていると同時に、時間軸の中で展開してゆく複数の裁判権の判断を参照して動的にも調整を行う役割もが期待されているのである。

以上のように、ドイツの移民法制は法源の多層性、人権保障の多元性に直面して大きな変化を迫られている。転換点に立たされるドイツ移民法制の課題は、ヨーロッパレベルという法次元が存在する EU 加盟国特有の問題であるとともに、グローバルな移民現象に由来する国家の制御能力の低下という点では日本やアメリカが抱える問題との共通項もある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

大西楠・テア、「グローバル化時代の移民法制と家族の保護 家族呼び寄せ指令とドイツの新移民法制」, 社会科学研究、査読無、65 巻 2 号、2014 年、157-183.

[学会発表](計 4 件)

大西楠・テア、「ドイツの移民政策」, 駒澤大学政治学科研究会、2016 年 3 月 3 日、駒澤大学(東京).

大西楠・テア、「EU 移民行政法における規範の交錯 多層的立法と多元的裁判権による競合的法発展の諸相」, EUIJ 関西グローバル法研究会、2014 年 12 月 7 日、神戸大学(神戸).

大西楠・テア、「ドイツ新移民法制における家族の保護 多層的政策決定と多元的裁判権による基本権保障」, 移民の参加と排除に関する日仏研究会、2014 年 8 月 2 日、明治学院大学(東京).

Nami Thea Ohnishi, Grundrechtsschutz für Ausländer: Einwirkungen höchststrichterlicher Entscheidungen auf Japans neue Immigrationspolitik, Japanisches Recht im Vergleich Erstes Symposium zum Japanischen Recht für Nachwuchswissenschaftler an der Universität Augsburg, 2014 年 1 月 26 日、アウグスブルグ大学(ドイツ).

[図書](計 2 件)

原田大樹、藤谷武史、浅野由紀、横溝大、大西楠・テア他『グローバル化と公法・私法関係の再編』, 弘文堂、2015 年、270 頁(241

- 267 頁).

Henning Rosenau, Oliver Schön (Hrsg.),
Nami Thea Ohnishi u.a., Japanisches Recht
im Vergleich, Peter Lang, 2014, 147 S.
(SS.139-147).

6 . 研究組織

(1)研究代表者

大西 楠・テア (OHNISHI, Nami Thea)

駒澤大学・法学部・講師

研究者番号：70451763